# 医療法人の手引

## 設　　立　　編

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

（令和2年（2020年）4月）

改正履歴

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ | 平成１８年（２００６年） | ５月 | 制　　定 |
| ２ | 平成１９年（２００７年） | ６月 | 全面改正（医療法人制度の改正のため） |
| ３ | 令和　２年（２０２０年） | ４月 | 一部改正（医療法改正、受付票の追加、記載整備のため） |

# もくじ

第１章　医療法人制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２章　医療法人の業務と運営・・・・・・・・・・・・・・・　３

第３章　医療法人の設立要件・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第４章　申請手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第５章　申請様式の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

○書類作成、記入上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・１２

# 第１章　医療法人制度の概要

## １　医療法人制度

（１）医療法人制度の趣旨

医療法人制度の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関等の経営に永続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにあります。

（２）知事の認可

病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、北海道知事の認可を受けて、医療法人とすることができます。【医療法（昭和２３年法律第２０５号。以下「法」という。）第３９条・第４４条】

## ２　医療法人の非営利性

医療法は、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的としたものであり、営利を目的として病院又は診療所を開設することを否定しています。

医療法人は、医療法において規定された特別法人であり、公益法人とは区別されます。

また、剰余金の配当禁止【法第５４条】や残余財産の帰属先の制限【法第４４条第５項】により営利法人たることを否定されており、会社法上の株式会社等とも区別されています。

## ３　医療法人の種類

（１）医療法人には、医療法人社団と医療法人財団の２種類があります。

ア　医療法人社団

個人又は法人が拠出（現金、不動産、備品等）して設立する法人

イ　医療法人財団

個人又は法人が無償で寄附した財産に基づいて設立される法人

（２）一人医師医療法人

従来、診療所については、医師又は歯科医師が常時３人以上勤務している診療所が法人化の対象でしたが、昭和６０年の法改正により、１人又は２人が常時勤務する診療所についても法人化の途が開かれました。（昭和６１年６月２６日付け健政発第４１０号厚生省健康政策局長通知）

これをいわゆる「一人医師医療法人」といいますが、医療法上は設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。

## ４　改正医療法施行に伴う医療法人の移行

第５次医療法の改正により、平成１９年４月１日以降に設立される医療法人については、持分のない医療法人となります。

なお、法施行前に設立されている持分のある社団医療法人は、法施行後も経過措置型医療法人として、当分の間、存続することとなります。

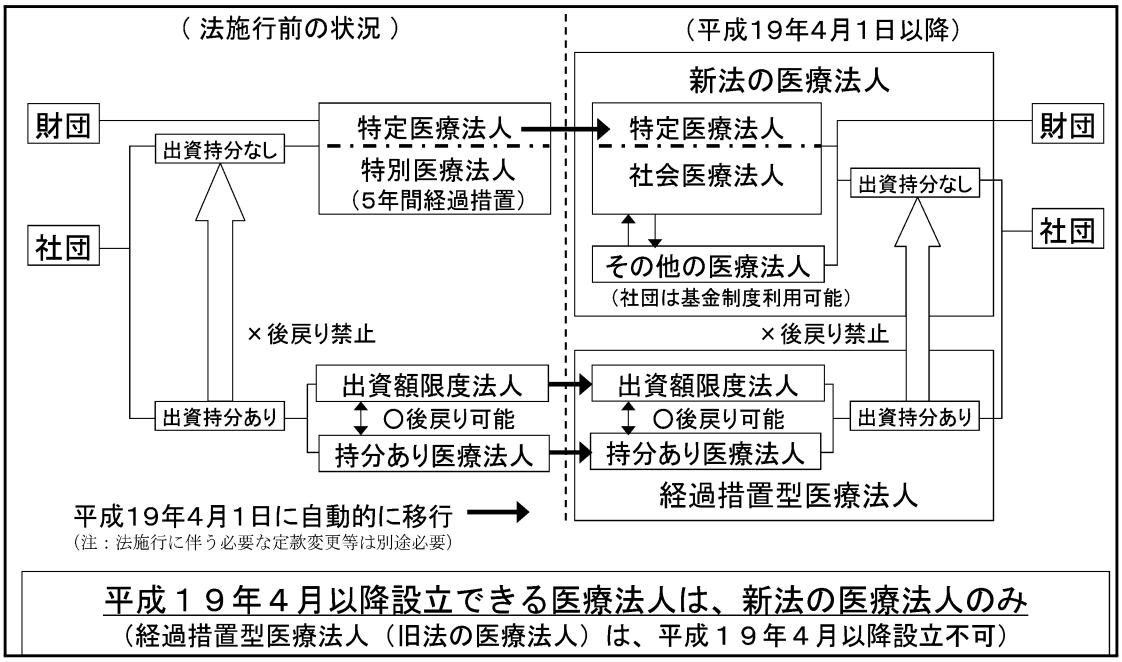


出典：厚生労働省資料より作成

### ■主な医療法人の種類とその相違点

| 項目＼形態 | | 社　　団 | 財　　団 |
|---|---|---|---|
| 医療施設の種類 | | ①病院　②診療所<br>③介護老人保健施設　④介護医療院 | |
| 設立者 | | 個人又は法人（財産を拠出（寄附）する者に限る） | |
| 財産の形態 | | 拠　出 | 寄　附 |
| 構成機関 | 議決（評議）機関 | 社員総会（社員は３名以上） | 評議員会（評議員は理事の定数を超える数） |
| | 執行機関 | 理事（理事会）<br>・社員総会で選任（原則３名以上） | 理事（理事会）<br>・評議員会で選任（原則３名以上） |
| | 監査機関 | 監事<br>・社員総会で選任（１名以上） | 監事<br>・評議員会で選任（１名以上） |
| 解散時の残余財産の処分方法 | | 国、地方公共団体、医療法第３１条に定める公的医療機関の開設者、都道府県（歯科）医師会又は郡市（歯科）医師会（一般社団法人又は一般財団法人）、持分の定めのない医療法人に帰属 | |

# 第２章　医療法人の業務と運営

## １　医療法人の業務の範囲

医療法人は、開設している病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に支障のない限り、法第４２条に定める業務（附帯業務）を行うことができます。

だたし、この業務を行う場合は、定款（寄附行為）に定めなければなりません。

医療法人は、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として、公の施設である病院等を管理する業務を本来業務として行うことができます。

ただし、指定管理者として、公の施設の管理のみを行う医療法人を設立することは、法第２９条の趣旨に違反するため、認められません。

また、設立後に病院等の廃止により、指定管理者として公の施設の管理のみを行う医療法人となることも認められません。

## ２　剰余金の配当禁止【法第５４条】

医療法人は、出資又は寄附並びに拠出に対し配当を行うことは禁止されており、事実上、配当と見なされるような行為も厳に慎むべきです。決算後生ずる利益剰余金は、積立金とし、施設改善、従業員の待遇改善等に振り向けるのが適当です。剰余金があるからといって、役員等に対して金銭の貸し付け等を行うことはできません。

（剰余金配当とみなされる例）

・役職員及び利害関係者等に対する貸付
　（全役職員を対象とした規定を設けた福利厚生目的による場合を除く。）
・役員等が負担すべき債務の医療法人による肩代わり
・役員等特定の人のみが居住する社宅の所有又は賃貸
・役員等特定の人のみが使用する保養施設の所有　等

＊法第５４条の規定に違反して剰余金の配当をした場合、理事、監事若しくは精算人は、２０万円以下の罰金に処せられます。【法第９３条第７号】

## ３　医療法人の義務　（「医療法人の手引（運営編）」参照）

（１）書類の整備【法第５１条、第５１条の４】

医療法人は、毎会計年度の終了後２か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、常に事務所に備え付けておかなければなりません。

また、これらの書類及び監査報告書並びに定款については、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければなりません。

（２）決算の届出【法第５２条第１項】

医療法人は、毎会計年度の終了後３か月以内に、決算の内容を知事に届け出ることが義務付けられています。

（３）登記の届出【医療法施行令(昭和２３年政令第３２６号。以下「施行令」という。）第５条の１２】

医療法人は、設立登記したときや登記事項に変更が生じて変更登記したときは、登記

内容を知事に届け出ることが義務付けられています。

（４）役員変更の届出【施行令第５条の１３】

医療法人は、その役員に変更があったときは、変更内容を知事に届け出ることが義務付けられています。

## ４　医療法人に対する指導監督

知事は、医療法人の経営を適正に保つために、適宜適当な手段で指導監督します。

（１）報告・立入検査【法第６３条】

医療法人の業務若しくは会計が、法令に基づく知事の処分、定款（寄附行為）（以下「法令等」という。）に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められるときは、その法人に対し、報告を求め、又はその事務所に立入検査することがあります。

（２）改善等の命令・勧告【法第６４条】

ア　医療法人の業務若しくは会計が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、その法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命令します。

イ　その法人が、命令に従わないときは、期限を定めて業務の一部又は全部の停止を命令したり、役員の解任を勧告したりします。

（３）設立認可の取消【法第６５条・第６６条】

ア　医療法人が、設立後１年以内又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後１年以内に正当な理由がないのに、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を開設しないとき又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことがあります。

イ　医療法人が、法令の規定に違反し、又は法令に基づく知事の命令に違反した場合には、設立の認可を取り消すことがあります。

## ５　医療法人に対する罰則規定

医療法人の医療法違反に関しては、法第７７条から９４条までの規定に基づく罰則の適用があります。

# 第３章　医療法人の設立要件

## １　医療法人の設立申請ができる方（社団法人の場合）

医療法人の設立をするには、次の要件を満たし、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添付して、設立代表者名で知事宛てに申請し、認可を受ける必要があります。

【法第４４条】

（１）人的要件（社員・理事・監事）【法第４６条の４第２項、法第４６条の６】

医業経営の永続性及び非営利性を目的に社員３名以上、理事３名以上(理事長を含む)、監事１名以上の組織を確保できること。なお、診療所１か所のみを開設する医療法人の場合は、理事は２名でもよいこととされています。

社員及び役員（理事及び監事）の要件は、次のとおりです。

ア　理事長候補者は、医師又は歯科医師

イ　次に該当する者は、役員となることができません。（法律上は役員のみの規定ですが、社員についても同様とするのが望ましいとされています。）

（ア）法人

（イ）精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（ウ）医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

＊その他関係法令…あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律・栄養士法・保健師助産師看護師法・歯科衛生士法・診療放射線技師法・歯科技工士法・臨床検査技師等に関する法律・薬剤師法・理学療法士及び作業療法士法・柔道整復師法・視能訓練士法・臨床工学技士法・義肢装具士法・救急救命士法・介護保険法・精神保健福祉士法・言語聴覚士法・公認心理師法

（エ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　医療法人と取引関係にある営利法人等の役員が、医療法人の役員に就任することは、非営利性の観点から原則認められません。

※未成年者の場合は、自分の意志で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していること（義務教育終了程度の者）。

エ　実際に法人の運営に参画できる方

（２）資産要件【法第４１条・医療法施行規則（昭和２３年省令第５０号。以下「施行規則」という。）第３０条の３４】

設立認可申請時には、病院等の業務を行うために必要な施設、設備及び資金を有する必要があります。

土地及び建物は法人所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でも、その契約が長期間に渡るもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

また、医療用器械備品等をリースしている場合は、リース契約の引継ぎが確実なことが必要です。

ア　拠出（寄附）財産（負債を除く。）

拠出（寄附）財産は、拠出（寄附）者に所有権のあるもので、法人に拠出（寄附）するのが適切なものに限ります。

（ア）財産の種類

①基本財産 …… 不動産、運営基金等の重要な資産

②通常財産 …… 基本財産以外の資産

（イ）財産の評価額

①預金 …… 残高証明書にある金額の範囲内

②医業未収金 …… 前年実績等からの推計値

③医薬品、材料等 … 帳簿価格

④不動産、借地権 … 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

⑤建物（その付属設備を含む）… 減価償却した簿価

⑥医療用器械備品（その付属設備を含む） … 減価償却した簿価

⑦その他の器械備品（その付属設備を含む）…減価償却した簿価

⑧電話加入権 …… 時価

⑨保証金等 …… 契約書の金額

（契約書に償却に関する条項がある場合は、償却後の金額）

イ　運転資金

設立当初の医療法人の経営を維持するために２か月以上分運転資金があること。（初年度の年間支出予算の２か月分に相当する額）

ウ　負債の引継ぎ

現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができます。

（例）診療所の土地の取得資金に係る借入金

建物及びその附帯設備の取得資金又は増改築資金に係る借入金

医療用器械備品又は什器備品の取得資金に係る借入金

（３）基金制度【施行規則第３０条の３７、第３０条の３８】

ア　概要

平成１９年４月より、持分の定めのない社団医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。

基金とは、上記法人の設立等に当たり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。

イ　手続

（ア）基金を引き受ける者の募集をするに当たり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続を定款で定める必要があります。

なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

（イ）基金の返還は、社員総会の決議によって行わなければなりません。

なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。

また、代替基金は取り崩すことはできません。

ウ　申請における留意点

（ア）定款

「基金」の章を設けること。

（イ）設立総会決議録

基金を採用する旨の決議内容を追加すること。

（ウ）拠出契約書

添付書類として、拠出契約書を添付すること。

（４）その他の要件

ア　賃貸借契約の引継ぎ

土地及び建物は、法人所有が望ましいですが、個人が開業医として賃借していた診療所等の土地及び建物を医療法人が引き続き賃借することは差し支えありません。

なお、この場合は、土地及び建物の所有者の承認が必要です。

医療用器械備品等のリース契約の引継ぎについても所有者の承認が必要です。

イ　法人設立後、病院又は診療所の開設許可をとることになりますが、構造設備や医療従事者数等の開設許可要件を満たす必要があります。

ウ　医療法人化前の運転資金に充てた負債は、引き継ぐことができません。

## ２　医療法人の構成（社団法人の場合）

（１）社　員（設立者）

ア　社員は、株式会社の株主に近いもので、従業員ではありません。

イ　人的要件については前記１の（１）を参照してください。

（２）役　員【法第４６条の５第１項】

医療法人には役員として、理事３人以上と監事１人以上を置かなければなりません。

その他、役員の人的要件については前記１の（１）を参照してください。

ア　理　事

（ア）理事は、理事会という機関で医療法人の意思決定に基づく事実上の職務執行権限を持つこととなり、医療法人の常務（事務）を執行します。

（イ）当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の管理者は、全て理事にならなければなりません。【法第４６条の５第６項】

（ウ）理事には、通常、社員の方が就任しますが、定款等の定めにより社員以外の方が就任しても差し支えありません。

イ　理事長【法第４６条の６第１項】

（ア）理事のうち、１人は理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選任します。

（イ）医療法人の代表権は、理事長のみに与えられており、登記についても代表権を有

する者として理事長のみの登記で足りるものとされています。【組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）第２条第４号】

ウ　監　事【法第４６条の８】

（ア）監事は次の職務を行います。

・業務を監査すること

・財産の状況を監査すること

・業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること

・業務又は財産に関し不正の行為等を発見したときは、知事、社員総会又は理事会に報告すること

（イ）このような監事の職務の職性から、当該医療法人の理事及び職員（従業員）との兼職は禁止されています。【法第４６条の５第８項】

（ウ）実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当ではなく、財務諸表を監査できる方を選任する必要があります。

（３）従業員（職員）

ア　医療法人の開設する病院等で働いている方をいいます。

イ　理事長や理事等であっても、医療法人が開設する病院等で働いていれば従業員ですから、医療法人から給与等の支給を受けることになります。

## ３　医療法人の名称

（１）法人名には必ず「医療法人」を入れます。

（２）病院又は診療所を１か所のみ開設する場合には、法人名と医療機関名が同一であっても差し支えありません。

例：法　人　名　　医療法人社団〇〇内科クリニック

医療機関名　　医療法人社団〇〇内科クリニック

なお、設立当初は病院又は診療所を１か所のみ開設する場合であっても、将来的に複数箇所を開設する意思がある場合には法人名と医療機関名を別々にしてください。

例：法　人　名　　医療法人社団〇〇会

医療機関名　　〇〇内科クリニック

（３）道内にある既存の医療法人の名称と、同一又は紛らわしい名称は避けてください。

■医療法人社団の設立要件一覧表

| | | 病　　院 | 診　療　所 |
|---|---|---|---|
| 人的要件注 | 社　　員 | ３名以上 | ３名以上 |
| | 理　　事 | ３名以上 | ３名以上（一人医師医療法人の場合は２名でも可） |
| | 理　事　長 | 医　師　又　は　歯　科　医　師 | 医　師　又　は　歯　科　医　師 |
| | 監　　事 | １名以上 | １名以上 |
| 資産要件 | 土地及び建物 | 所有<br>又は長期間の賃貸借契約締結 | 所有<br>又は長期間の賃貸借契約締結 |
| | 運　転　資　金 | ２か月分以上 | ２か月分以上 |

注）理事及び監事は社員の中から選任しますが、社員以外から選任することもできます。

# 第4章　申請手続の流れ

## 1　設立認可申請手続の流れ

※□は、期間等の設定がありますので、ホームページに掲載しているスケジュールを確認してください。

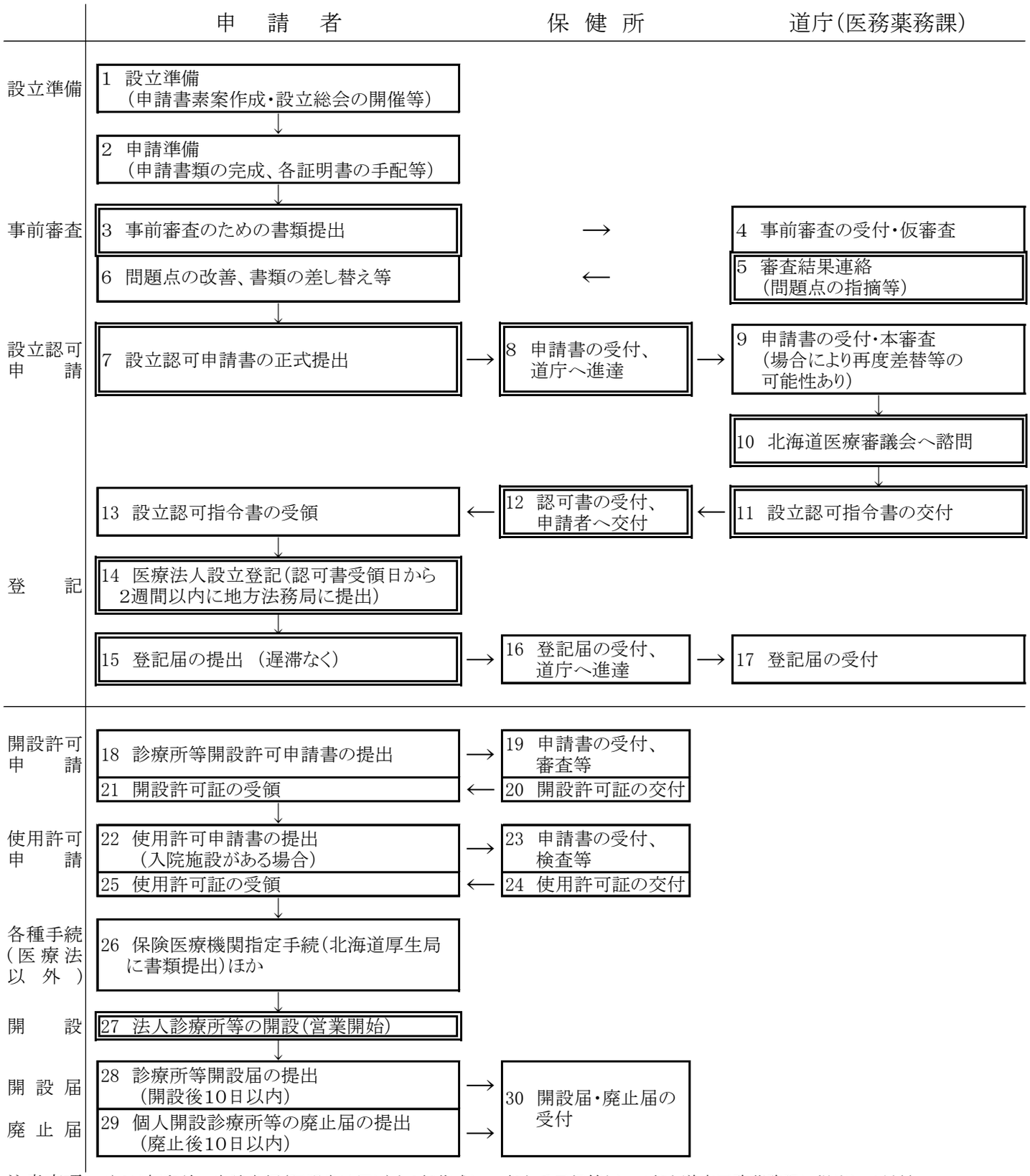


注意事項:　1)3は押印前の申請書類(証明書は写し)を2部作成し、1部を手元保管とし、1部を道庁医務薬務課に提出してください。
なお、著しく書類が不備な場合は受け付けしない場合があります。(次回以降の事前審査となります。)
2)18及び22については、あらかじめ保健所と打ち合わせを行ってください。
3)26の保険医療機関指定手続等の各種手続については、北海道厚生局等にお問い合わせください。

# 第５章　申請様式の記入例

■医療法人設立認可申請添付書類一覧表（チェックリスト）

| 番号 | | 様式名（様式番号等） | 頁 | 注意事項／書類作成基準日 |
|---|---|---|---|---|
| － | | 受付票 | － | |
| 1 | | 医療法人設立認可申請書（別記第29号様式） | 14 | 年月日は、保健所提出日 |
| 2 | | 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要書（様式例１） | 15 | |
| 3 | | 診療所開設届出済証 | | 既に診療所を開設している場合 |
| 4 | | 管理者となる者の免許証 | | |
| 5 | | 定款（定款例） | 17 | |
| 6 | | 設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録（様式例２） | 28 | 基準日は、申請スケジュールに掲載 |
| 7 | | 財産目録の明細書（様式例３） | 29 | 基準日は、申請スケジュールに掲載 |
| 8 | | 設立時の負債内訳書（様式例４） | 31 | 負債がある場合のみ添付<br>基準日は、申請スケジュールに掲載 |
| 9 | | 設立総会決議録（様式例５） | 34 | |
| 10 | | 設立趣意書（様式例６） | 37 | 基準日は、設立総会開催日 |
| 11 | | 役員及び社員（評議員）の名簿（様式例７） | 38 | 基準日は、設立総会開催日 |
| 12 | | 履歴書、確約書（様式例８・９） | 39 | 確約書は該当者のみ。 |
| 13 | | 委任状（様式例１０） | 41 | |
| 14 | | 役員就任承諾書（様式例１１） | 42 | 基準日は、設立総会開催日 |
| 15 | | 印鑑登録証明書 | | 設立者全員分 |
| 16 | | 設立後２年間の事業計画（様式例１２） | 43 | |
| 17 | | 設立後２年間の予算書（様式例１３） | 44 | |
| 18 | | 予算明細書（様式例１４） | 45 | |
| 19 | | 職員給与費内訳書（様式例１５） | 46 | |
| 20 | 財産の証明 | 預金残高証明書 | | 現預金を拠出（寄附）する場合<br>通帳のコピーは不可<br>基準日は、設立総会開催日以降 |
| 20-2 | 財産の証明 | 拠出契約書（様式例１５－２） | 47 | 基金制度を採用する場合<br>基準日は、設立総会開催日以降 |
| 21 | 財産の証明 | 金銭消費貸借契約書（様式例１６） | 49 | 運転資金等を個人からの借入で調達する場合<br>基準日は、設立総会開催日以降 |
| 22 | 財産の証明 | 融資証明書（様式例１７） | 50 | 運転資金等を銀行等からの融資で調達する場合 |
| 23 | 財産の証明 | 負債残高証明及び債務引継承認願（様式例１８～２０） | 51 | 既往負債を引き継ぐ場合 |
| 24 | 財産の証明 | 金銭消費貸借契約書、リース契約書、返済計画書等 | | 既往負債の引継ぎ等を証明するもの |
| 25 | 財産の証明 | 買掛金引継承認願（様式例２１） | 54 | 買掛金を引き継ぐ場合 |
| 26 | 財産の証明 | 売買契約書､請負契約書､請求書等 | | 買掛金の引継ぎを証明するもの |
| 27 | 医療施設の証明 | 周辺の概略図　注1 | | 様式例１の「添付書類」欄参照 |
| 28 | 医療施設の証明 | 建物平面図　　注1 | | 様式例１の「添付書類」欄参照 |
| 29 | 医療施設の証明 | 不動産賃貸借契約書、覚書等（様式例２２、２３） | 55 | 不動産を賃貸する場合<br>基準日は、設立総会開催日以降 |
| 30 | 医療施設の証明 | 不動産の所有者が確認できるもの | | 土地・建物の登記事項証明書<br>電子証明は不可 |
| 31 | 医療施設の証明 | 家賃の根拠書類 | | 理事長等からの賃貸の場合 |
| 32 | 医療施設の証明 | 参考物件の根拠資料（様式例２４） | 57 | 理事長等からの賃貸の場合 |
| 33 | 医療施設の証明 | 参考物件の位置関係がわかる地図 | | 理事長等からの賃貸の場合 |
| 34 | 医療施設の証明 | 病院従事者名簿（様式例２５） | 58 | 病院を開設する場合 |
| 35 | 附帯業務 | 附帯業務の概要書（様式例２６） | 59 | 附帯業務を行う場合 |
| 36 | 附帯業務 | 管理者となる者の免許証 | | 附帯業務を行う場合 |
| 37 | 附帯業務 | 事業所の運営規定 | | 附帯業務を行う場合 |
| 38 | 附帯業務 | 事業所の平面図 | | 附帯業務を行う場合 |
| 39 | 附帯業務 | 不動産の賃貸借契約書、覚書等（様式例２２、２３） | 55 | 附帯業務を行う場合<br>不動産を賃貸する場合<br>基準日は、設立総会開催日以降 |
| 40 | 附帯業務 | 不動産の所有者が確認できるもの | | 附帯業務を行う場合<br>土地・建物の登記事項証明書<br>電子証明は不可 |
| 41 | | 設立代表者（理事長）の原本証明（様式例２７） | 60 | |
| 42 | | 前年の所得税確定申告・決算書類一式 | | 前年実績がある場合 |

注1)「3診療所開設届出済証」を添付した場合は、「27周辺の概略図」及び「28建物平面図」を省略することができます。

注2)上記書類の審査や確認のための必要な書類として、追加書類を提出していただく場合があります。

注3)書類作成基準日が示されていない書類は、本申請日や各添付書類との矛盾がなければ、証明日に係る指定はありません。

## ■書類作成、記入上の注意事項

○申 請 書とは・・・医療法人設立認可申請書（別記第２９号様式）
○添付書類とは・・・定款、様式例１～２７、各種図面、各種証明書等

１　様　　式

事前審査の段階から様式のうち、申請者が作成する申請書及び添付書類についてはパソコン等によりＡ４版で作成してください。

その際、知事認可後、袋とじの上、交付することになるため、各様式は、左側を2.5㎝程度空けて作成するようにしてください。

その他、既存の書類を添付する場合については、次のとおりとしてください。

| 様式のサイズ | 方　　法 | 既存の書類例 |
|---|---|---|
| ・Ａ４版より大きい場合 | ・Ａ４版に折りたたむ<br>又　は<br>・Ａ４版に縮小コピー | ・周辺の概略図<br>・平面図<br>・医師免許証　等 |
| ・Ａ４版より小さくて原本を提出する場合 | ・Ａ４版用紙にのり付け | ・印鑑登録証明書<br>等 |
| ・Ａ４版より小さくて写しを提出する場合 | ・Ａ４版に拡大コピー | |

２　必要書類及び作成部数

（１）事前審査のとき

ア　事前審査に必要な申請書及び添付書類は各２部です。

１部を道（医務薬務課）に直接提出、１部は申請者の控えとなります。

（本申請ではないので、全書類について写しを提出していただきます。）

なお、令和２年度第１回の事前審査から、「受付票」の添付が必須となっています。

イ　前ページのチェックリストの順に揃え、クリップ留めで用意してください。

ウ　押印及び捨印はなくてもかまいません。

エ　「周辺の概略図」、「平面図」については、該当部分を蛍光ペン等でマーキングしてください。（本申請も同様です。）

（２）本申請のとき

事前審査が終了次第、道から打ち合わせの電話連絡をさせていただきます。

（内容により電話又は来庁していただき書類の不備等の打ち合わせをします。）

ア　本申請に必要な申請書及び添付書類は３部です。

正本１部と副本２部を、医療法人の主たる事務所を所管する保健所に提出していただきます。

・正本…道保管分

・副本…認可指令書に添付して申請者に交付する分＋保健所控え分

なお、登記手続用としてもう一部作成しておくと便利です。

イ　添付書類３部のうち正本となる１部には、官公庁、銀行、リース会社、貸しビル業者等から交付された証明書等の原本を添付してください。

ただし、「設立代表者（理事長）の原本証明（様式例２７）」を提出することにより、証明書等は写しであっても差し支えありません。

ウ　チェックリスト順に揃え、クリップ留めで用意してください。

３　使用する印鑑について

この書類作成に使用する設立者（全員）の印鑑は実印とし、全員分の印鑑登録証明書を添付してください。

４　預金残高証明書について

従来は、「医療法人社団〇〇会設立代表者〇〇〇〇」という口座の証明書としていましたが、今後は、拠出（寄附）者ごとの個人口座の残高証明書（設立総会日以降の日付で取得したもの）を添付してください。

なお、通帳のコピーを使用することはできません。

令和**3**年**6**月**16**日

北海道知事　様

＊保健所提出年月日を必ず記入

住　　所　**札幌市北区北２２条西３丁目２番８号**

医療法人**社団北一会**　設立代表者　**北海　一郎**　㊞

電話番号　　**011-000-0000**

医 療 法 人 設 立 認 可 申 請 書

医療法人を設立したいので、医療法第44条第１項の規定により申請します。

なお、当法人は診療所を１箇所のみ開設するため、理事は２名としたいので、併せて申請します。

＊理事が３名以上の場合は、下線部分を削除

注　住所及び電話番号は、設立代表者の個人の住所及び電話番号とする。

添付書類

１　定款又は寄附行為

２　設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

３　設立決議録（財団である医療法人を設立する場合にあっては、添付する必要はないこと。）

４　設立趣意書

５　役員及び社員（評議員）の名簿

６　不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

７　当該医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

８　法第42条第４号又は第５号の附帯業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

９　設立後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

10　設立者の履歴書

11　設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類

12　役員の就任承諾書及び履歴書

13　開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の医師法第16条の６第２項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第８条の規定により医師法第16条の６第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、医師免許証）又は歯科医師法第16条の４第２項の臨床研修修了登録証（当該者が医療法等の一部を改正する法律附則第11条の規定により歯科医師法第16条の４第１項の登録を受けた者とみなされた者であるときは、歯科医師免許証）の写し

備考　正本１部、副本２部を提出すること。

様式例1

# 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要書

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療法人の概要 | 名称（ふりがな） | | 医療法人社団北一会（きたいちかい） | | | | | | |
| | 事務所所在地 | | 札幌市中央区北○条西○丁目○番○号 | | | | | | |
| | 理事長 | 氏名（ふりがな）・生年月日 | 北海　一郎（ほっかい　いちろう）昭和４０年５月２８日生４２歳 | | | | | | |
| | | 資格 | （ ○ ）医師　・　（　　）歯科医師 | | | | | | |
| | | 給与年額 | 18,000 千円 | | 理事数 | 3 名（うち理事長1名） | | | |
| | 財産目録 | 資産（Ａ） | 12,500 千円 | | 監事数 | 1 名 | | | |
| | | 負債（Ｂ） | 11,000 千円 | | 社員数 | 3 名 | | | |
| | | 主な負債内訳 | 内容 | 借入金等の使途 | 借入先等 | 金額 | | | |
| | | | 医療用器械備品購入 | レントゲン・心電図 | 北海　一郎 | 1,000 千円 | | | |
| | | | 運転資金 | 運転資金 | 北海　一郎 | 10,000 千円 | | | |
| | | 純資産（Ａ－Ｂ） | 1,500 千円 | | | | | | |
| | 法人名称の由来 | | 理事長の姓・名を組み合わせたもの | | | | | | |
| 開設しようとする病院・診療所・介護老人保健施設又は介護医療院の概要 | 名称（ふりがな） | | ○○クリニック（○○クリニック） | | | | | | |
| | 所在地 | | 法人事務所所在地に同じ | | | | | | |
| | 管理者氏名 | | 北海　一郎 | | | | | | |
| | 病床の有無 | | （ ○ ）なし　・　（　　）あり | | | | | | |
| | 病床数・種別 | | 床（精神　・感染症　・結核　・一般　・療養） | | | | | | |
| | 診療科目 | | 内科、循環器内科 | | | | | | |
| | 開設年月日 | | 令和4年1月5日 | | | | | | |
| | 職員 | 職種 | 定員 | 常勤a | 非常勤b | 計ａ＋ｂ | 職種 | 定員 | 常勤a | 非常勤b | 計ａ＋ｂ |
| | | 医師 | | 1 | 1 | 2 | 看護補助者 | | 2 | | 2 |
| | | 看護師 | | 1 | | 1 | 事務員 | | 2 | | 2 |
| | | 准看護師 | | 2 | | 2 | 合計 | | 8 | 1 | 9 |
| | 診療日 | | 月～土（日祝、年末年始１２／３０～１／４休） | | | | | | | | |
| | 診療時間 | | 月～金　８：３０～１２：３０　１４：００～１８：００<br>土　９：００～１３：００ | | | | | | | | |
| | 一日当患者数 | 入院 | 人 | 非常勤医師の勤務状況 | 月　８：３０～１２：３０<br>土　９：００～１３：００ | | | | | | |
| | | 外来 | 50 人 | | | | | | | | |
| | 予算 | 総収入（Ｃ） | 100,316 千円 | | 総費用（Ｄ） | 90,924 千円 | | | | | |
| | | うち医業収入 | 89,016 千円 | | うち医業費用 | 80,184 千円 | | | | | |
| | | うち医業外収入 | 1 千円 | | うち医業外費用 | 240 千円 | | | | | |
| | | 差引（Ｃ－Ｄ） | 9,392 千円 | | | | | | | | |
| | 不動産 | 土地 所有者 | 株式会社○○ | | | | | | | | |
| | | 土地 面積 | 180.00 ㎡　（うち賃貸　180.00 ㎡） | | | | | | | | |
| | | 建物 所有者 | 株式会社○○ | | | | | | | | |
| | | 建物 構造 | 軽量鉄骨造陸屋根２階建 | | | | | | | | |
| | | 建物 各階床面積 | １階　110.80㎡　２階110.70㎡　合計211.50㎡<br>（うち賃貸　211.50 ㎡） | | | | | | | | |
| | | 建物 形態 | （ ○ ）一戸建て（　住居専用　・ ○ 診療所専用 ）<br>（　　）テナント（　階建ての　階の　一部・　全部 を賃貸） | | | | | | | | |
| | | 月額賃借料 | 300 千円（内訳　家賃２８０千円＋管理費２０千円） | | | | | | | | |
| | 病院等名称の由来 | | 診療所が所在する地名○○を合わせたもの | | | | | | | | |

（添付書類）

1 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院周辺の概略図（最寄りの駅、主要道路が分かるもの）

2 建物平面図（各階ごとに構造概要、出入口等が分かるもの。テナント入居の場合はその階の全体図と賃貸部分の構造概要、出入口等がわかるもの）

3 借受不動産がある場合は、賃貸借契約書又は覚書及び当該不動産の所有者が確認できるもの

（作成上の注意）

この様式は、当該申請書及び添付書類をまとめた概要書となるため、各様式の数値等と一致する。

1「医療法人の名称」は、定款第1条に記載する名称を記入すること。
2「事務所所在地」は、定款第2条に記載する住所を記入すること。
3「理事長年齢」は、申請日現在の年齢を記入すること。
4「理事長給与年額」、「一日当患者数」、「予算」、「職員」については、事業計画（様式例12）、予算書（様式例13）、予算明細書（様式例14）及び職員給与費内訳書（様式例15）で算出した初年度の金額等を記入すること。なお、初年度が12か月に満たない場合は次年度の金額等を記入すること。
5「総収入」は予算明細書（様式例14）の収入合計から前年度繰越金を差し引いた額を、「総費用」は支出合計から翌年度繰越金を差し引いた額を記入すること。
6「診療科目」は、標ぼうしようとするものを全て記入すること。
7「開設年月日」は、医療法人としての開設予定年月日（事業計画や予算書等と一致する。）を記入す
8「職員」は、常勤と非常勤、職種別に分け、また、「職種」は必要に応じ適宜増減して記入すること。なお、常勤とは、原則として病院等で定めた勤務時間（＝就業規則による）の全てを勤務する者をいうこと。
9 病院を開設しようとする場合に限り、職員の「定員」を記載し、非常勤職員については常勤換算後の人数を括弧書で記入すること。
10「土地面積」は、テナント入居の場合は記入不要であること。
11「各階床面積」は、テナント入居の場合、入居している階の階数とその階全体の面積のみを記入し、賃貸する面積を別に記入すること。
12 介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合は、「病床数・種別」に入所者及び通所者の定員を記入すること。また、診療科目、個人開設年月日、診療日、診療時間、一日当患者数、非常勤医師の勤務状況の各欄については、記入不要であること。
13 定款（寄附行為）変更認可申請のときは、「医療法人の概要」を省略することができること。

定款例

# 医療法人**社団北一会**　定款

| | | | |
|---|---|---|---|
| 設　立　認　可 | 年 | 月 | 日 |
| 設　立　登　記 | 年 | 月 | 日 |
| 定款変更認可 | 年 | 月 | 日 |
| 定款変更認可 | 年 | 月 | 日 |
| 定款変更認可 | 年 | 月 | 日 |
| 定款変更認可 | 年 | 月 | 日 |

第１章　名称及び事務所

第１条　本社団は、医療法人社団**北一会**と称する。

第２条　本社団は、事務所を札幌市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

＊ビルの一室を事務所とする場合は、ビル名及び階数まで定める。

＊地番は登記上ではなく、住居表示番号を記入する。

第２章　目的及び事業

第３条　本社団は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

〇〇クリニック

＊ビルの一室を事務所とする場合は、ビル名及び階数まで定める。

＊地番は登記上ではなく、住居表示番号を記入する。

第５条　本社団は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇〇〇訪問看護ステーション

＊附帯業務を行わない場合は、削除する。

第３章　基金

＊第３章は、基金制度を採用する場合に掲げる。採用しない場合は、削除する。

第６条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第７条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第８条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

１　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

＊取り崩すことができない科目をすべて掲げる。

(1)　基金（代替基金を含む。）
(2)　資本剰余金
(3)　資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。
４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。
５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。
６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。

第９条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第10条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。

## 第４章　資産及び会計

第11条　本社団の資産は次のとおりとする。
(1) 設立当時の財産
(2) 設立後寄附された金品
(3) 事業に伴う収入
(4) その他の収入
２ 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第12条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。
(1) ・・・
(2) ・・・
(3) ・・・

＊不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

２ 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由の

ある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第13条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第14条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

第15条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第16条　本社団の会計年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終る。

＊任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

第17条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

２ 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３ 本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を北海道知事に届け出なければならない。

第18 条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

## 第５章 社員

第19条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第20条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

(1) 除 名

(2) 死 亡

(3) 退 社

２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第21条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

＊退社について、社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

## 第６章 社員総会

第22条　理事長は、定時社員総会を、毎年２回、３月及び１２月に開催する。

２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

＊定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年２回以上開催する。

＊本例では会計年度が１月から１２月までなので、３月は決算、１２月は予算のための総会となる。

３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

＊５分の１を下回る割合を定めることもできる。

４　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

＊招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

第23条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第24条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更
(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
(4) 収支予算及び決算の決定又は変更
(5) 重要な資産の処分
(6) 借入金額の最高限度の決定
(7) 社員の入社及び除名
(8) 本社団の解散
(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

２　その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第25条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

２　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出

席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第26条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。

第27条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
３　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第28条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第29条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第30条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第７章 役員

第31条　本社団に、次の役員を置く。
(1) 理事　３名以上５名以内
　　うち理事長１名

＊原則として、理事は３名以上置かなければならない。

＊理事数特例認可申請を同時に行う場合は「２名」とする。

(2) 監事　１名

第32条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
３　本社団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

＊理事の職への再任を妨げるものではない。

５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第33条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
２　理事長は、本社団の業務を執行し、
（例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

＊この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

３　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
４　監事は、次の職務を行う。
(1) 本社団の業務を監査すること。
(2) 本社団の財産の状況を監査すること。
(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
(4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを北海道知事、社員総会又は理事会に報告すること。
(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。
第34条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、第31条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第35条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。

＊３分の２を上回る割合を定めることもできる。

第36条　役員の報酬等は、
（例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。
（例２）理事及び監事について、それぞれの総額が○○円以下及び○○円以下

で支給する。
（例３）理事長○円、理事○円、監事○円とする。
＊役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。
＊定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

第37条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引
(2)自己又は第三者のためにする本社団との取引
(3)本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第38条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
２　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

＊本条を規定するか否かは任意。

## 第８章 理事会

第39条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第40条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1)本社団の業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督
(3)理事長の選出及び解職
(4)重要な資産の処分及び譲受けの決定
(5)多額の借財の決定
(6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
(7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第41条　理事会は、

（例１）各理事が招集する。
（例２）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

＊原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。

２　理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
３　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

＊１週間を下回る期間を定めることもできる。

４　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第42条　理事会の議長は、理事長とする。

第43条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

＊過半数を上回る割合を定めることもできる。

２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

＊本項を規定するか否かは任意。

第44条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

＊署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

第45条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

## 第９章　定款の変更

第46条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

## 第10章　解散、合併及び分割

第47条　本社団は、次の事由によって解散する。
(1) 目的たる業務の成功の不能
(2) 社員総会の決議
(3) 社員の欠亡
(4) 他の医療法人との合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 設立認可の取消し
２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。
３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、北海道知事の認可を受けなければならない

第48条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。
２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、北海道知事にその旨を届け出なければならない。
３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(1) 現務の結了
(2) 債権の取立て及び債務の弁済
(3) 残余財産の引渡し

第49条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。
(1) 国
(2) 地方公共団体
(3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

第50条　本社団は、総社員の同意があるときは、北海道知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第51条　本社団は、総社員の同意があるときは、北海道知事の認可を得て、分割することができる。

## 第１１章　雑則

第52条　本社団の公告は、
（例１）官報に掲載する方法
（例２）〇〇新聞に掲載する方法
（例３）電子公告（ホームページ）
によって行う。
（例３の場合）
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

第53条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

## 附　則

第１条　本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 理事長 | 北　海　一　郎 |
| 理　事 | 〇　〇　〇　〇 |
| 同 | 〇　〇　〇　〇 |
| 監　事 | 〇　〇　〇　〇 |

＊設立当初の役員は、役員に変更があった場合であっても上記附則を変更又は削除することはできない。
（法第44 条第４項参照）

第２条　本社団の最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から令和３年１２月３１日までとする。

＊設立の日から１年以内の日付を設定すること。

第３条　本社団の設立当初の役員の任期は、第34条第１項の規定にかかわらず、令和４年１２月３１日までとする。

＊設立の日から２年以内の日付を設定すること。